

埼玉県土木工事実務要覧(平成31年4月版) 主な改定点

別紙

| 編 | 項目(略称) | 主な改定点 | 備考 |
|----------|------------------|--|------|
| 第1 契約編 | 標語 | 現状の社会情勢等を反映させた内容に改定 | |
| | 工事執行フロー | 土木工事手順マニュアルを参考に改定 | |
| | 約款 | 最新の約款を掲載 | |
| 第2 共通仕様書 | 埼玉県土木工事共通仕様書 | <p>【各章共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省等の基準に準拠 ・「適用すべき諸基準」を最新の基準に改定 <p>【第1編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムの登録について新たに規定(1-1-1-20) | |
| | コンクリートの耐久性向上仕様書 | 改定なし (廃止) | |
| | アスファルト混合物事前審査 | ※共通仕様書3-1-6-3、7、9、品質管理基準に同様の記載があるため | |
| | 埼玉県契約後VE方式仕様書 | 第11条その他関連事項を改定 | |
| 第3 施工編 | 設計変更ガイドライン | (平成30年11月改定版を掲載) ※国の最新のガイドラインを反映 | 新規掲載 |
| | 建設副産物の手引き(概要版) | (平成31年1月改定版を掲載) クレダスの記述を消去、コbrisに統一。特記仕様書例にコbrisを使用する記述を追加 | |
| | 建設副産物適正処理要綱 | 改定なし | |
| | 土木工事安全施工技術指針 | (平成30年8月改定版を掲載) <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策として「高温多湿な作業環境下での必要な措置」の項目を新設 ・「ロープ高所作業における墜落防止措置」の項目を新設 ・橋梁工事(架設工事)における「受架台の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査」の項目を新設 | |
| | 建設機械施工安全技術指針 | 改定なし | |
| | 建設工事公衆災害防止対策要綱 | 改定なし | |
| | 騒音振動対策技術指針 | 改定なし | |
| | 薬液注入工法暫定指針 | 改定なし | |
| | 標示施設等の設置基準 | 改定なし | |
| | 道路工事保安施設設置基準 | 視覚障害者誘導用ブロックを一時撤去して行う工事の保安施設について追記 | |
| | 生コン単位水量測定要領 | 改定なし | |
| | シュミットハンマー試験要領 | 改定なし | |
| | 現場発生品の取扱い要領 | 改定なし | |
| | 公衆街路灯等電気使用申込手続要領 | 改定なし | |
| | 道路照明灯等管理札取付要領 | 「照明灯等の台帳の作成」を修正 | |
| | 急傾斜地崩壊防止工事の安全管理 | 改定なし | |
| | ICT活用工事(土工)試行要領 | (平成31年4月1日改定版を掲載) ICT活用工事(土工)試行要領を掲載 | 新規掲載 |

| 編 | 項目(略称) | 主な改正点 | 備考 |
|--------|--------------|--|---------------------------|
| 第4 様式編 | 様式 | <p>【各様式共通 様式改定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項の簡略化 ・準用可能なものは、国交省様式を準用した様式に改定(様式の標準化) <p>【新規掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約変更について」(平成30年7月26日付け建管第373号通知) ・埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱」に基づく様式を掲載 ・「検査員指定書」 <p>【掲載削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下請負人通知書」(平成30年3月9日付け建管第1108号通知で、本通知書の提出を受注者に請求をしないこととしたため。) ・「材料検査請求書」(段階確認と兼ねる。) ・「建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書」(理由書の様式は自由様式とする。) ・「技術者専任等確認実施要領」に基づく様式(平成30年3月9日付け建管第1108号通知で、技術者専任等確認を「工事現場における施工体制の確認要領」に兼ねることとしたため。) ・「工事確認結果報告書」(所属長への報告様式は自由様式とする。) ・「聞き取り調査結果報告書」(所属長への報告様式は自由様式とする。) ・「工事変更(中止・打切り)報告書」(工事記録等により報告する。契約変更時は、変更設計書により報告する。) ・「くい切取り承諾願」(工事記録で対応することとする。) ・「工事概要調書」(H26.10廃止) ・「工事検査報告書」(工事検査調書と統合) ・工事完成検査結果の暫定結果・修正・確定の建設管理課報告様式を廃止 <p>【様式名変更】(国交省様式に合わせるため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監督員通知書」←監督員の指定・変更について ・「工期延期届」←工期延長申請書 <p>【様式移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事記録」を、監督要綱に基づく様式から共通仕様書に基づく様式に移行 | 受注者作成様式について、ホームページに記入例を掲載 |
| | データシート | 参考様式であることを明記し、建設管理課ホームページに掲載(印刷なし) | |
| 第5 監督編 | 埼玉県土木工事監督要綱 | 第25条「工事の変更中止等」の報告を工事記録等又は変更設計書で行うこととした。 第30条「くい切取り承諾」を工事記録で行うこととした。(様式廃止) | 掲載削除 |
| | 技術者専任等確認実施要領 | (掲載削除) ※平成30年3月9日付け建管第1108号通知で、技術者専任等確認を「工事現場における施工体制の確認要領」に兼ねることとしたため。 | |
| | 過積載防止対策実施要綱 | (平成29年3月30日改定版を掲載) ※要綱は県民生活部防犯交通安全課所管 | |
| | 過積載防止対策実施要領 | (平成29年3月30日改定版を掲載) ※要領は県民生活部防犯交通安全課所管 | |

| 編 | 項目(略称) | 主な改正点 | 備考 |
|------------|------------------|--|------|
| 第5 監督編 | 施工体制の確認要領 | <ul style="list-style-type: none"> ・第10条「監理技術者等の確認」を改定。 ・施工体制の不備等があった場合、及び聞き取り調査実施後の所属長への報告様式を廃止(報告様式は任意とした)。 | |
| | 一括下請負の疑義に関する確認要領 | <ul style="list-style-type: none"> (掲載削除) ※平成27年4月に要領廃止(「工事現場における施工体制の確認要領」に統合したため。) | 掲載削除 |
| 第6 材料規格編 | 土木材料規格 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 | |
| 第7 施工管理基準編 | 土木工事施工管理基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・3次元データによる出来形管理を追加 | |
| | 出来形管理基準 | <p>【各章共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 ・ICT施工対応の面管理基準を追加 ・公園緑地編の基準を追加 | |
| | 品質管理基準 | <p>【各章共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 ・ICT施工対応の面管理基準を追加 <p>【道路編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装工、路上表層再生工、排水性舗装工・透水性舗装工及びプラント再生舗装工の「現場密度の測定」 3,000m²～6,000m²の規定を新設 | |
| | 土木工事写真作成要領 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 | |
| | 土木工事写真作成要領 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 ・電子黒板への対応を追加 | |
| | 撮影時の一般的注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 | |
| | 撮影箇所一覧表 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 | |
| | 出来形管理写真撮影箇所一覧表 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 ・公園緑地編の基準を追加 | |
| | 品質管理写真撮影箇所一覧表 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4版国交省の基準に準拠 ・公園緑地編の基準を追加 | |
| | 埼玉県建設工事検査要綱 | <p>(平成30年12月1日改定版を掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査手続きの改定(検査員の指定を明確化)、工事検査報告書の廃止 | |
| 第8 検査編 | 埼玉県土木工事検査技術基準 | <p>改定なし</p> | |
| | 埼玉県土木工事成績評定要領 | <p>(平成31年4月改定版を掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評定の実施を記載 ・配点割合を3・2・5から4・2・4に変更 ・工事特性の評定を担当監督員から総括監督員に移行 ・工事書類作成にあたり、書類の見栄えにつながると考えられる評価項目を廃止 | |
| | 考查項目別運用表 | <p>(平成31年4月改定版を掲載)</p> | |
| | | <p>※H26版はホームページのみの掲載であったが、製本にも掲載。</p> | 新規掲載 |